

社会福祉法人やまぶき福祉会
理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項及び社会福祉法人やまぶき福祉会定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に職務遂行の対価として報酬等を支給するものとする。

- (1) 週3日以上勤務する理事長については、月額100,000円の報酬と通勤手当を支給する。年度総額は1,500,000円以内とする。
- (2) 非常勤の役員（理事長を除く理事）の報酬は日額とし、別表に基づき、年度総額の範囲内で支給する。
- (3) 評議員の報酬は日額とし、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長の報酬等の支給日は毎月21日とする。支給方法については、法人の給与規則に準じて支給する。
 - (2) 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会・評議員会等への出席、監事監査への出席、その他法人業務及び法人が実施する事業の運営のための業務にあたった際の報酬は、その都度支給する。ただし、同日に開催する理事会・評議員会への出席の場合は重複して支給しない。
- 2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第4条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任または解任の場合の報酬額について、その月の総日数から土曜日及び日曜日を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り上げる。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(旅費等)

第6条 役員等が、法人業務等を行うため出張するときは、法人の役職員旅費支給規程に基づき旅費を支給する。

2 役員等が評議員会及び理事会等に出席したときは、法人の役職員旅費支給規程に基づき旅費を支給する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

附 則

1. この規程は、平成29年6月26日から施行する。

2. この規程の一部改正は、令和7年5月27日から施行し、令和7年4月1日に遡及して適用する。

令和7年5月27日一部改正

別表(第2条関係)

区 分	業務内容	報酬日額 (源泉徴収後)	年度総額 (1人当たり)
評議員	評議員会への出席 その他法人業務等	5,000 円	50,000 円
理 事	理事会等への出席 その他法人業務	5,000 円	50,000 円
監 事	理事会・評議員会への出席 監事監査業務 その他法人業務	5,000 円	50,000 円